

学校における

地震防災

protection
against
disasters

マニュアル



千葉県防災教育の目標

自助・共助の防災意識を高める防災教育の推進

防災教育を発達段階に応じて計画的・継続的に推進し、災害に対する予知・予測能力や危険予測危険回避能力を身につけさせる。

—みんなで取り組む「教育立県ちば」プランより—

千葉県教育委員会

はじめに

平成23年3月11日（金）午後2時46分、三陸沖にて国内観測史上最大となるマグニチュード9.0という大地震が発生し、それに伴う巨大津波が、東北地方を中心とした太平洋沿岸を襲い、多くの人命や財産を奪い、私たちに改めて自然災害の恐ろしさを見せつけるところから、防災対策の重要性等様々な教訓を得ました。

県教育委員会では、平成7年に発生した阪神・淡路大震災を踏まえ、平成8年度に「大地震に備えて（三訂版）」や「備えあれば憂いなし」といった指導資料等を発行し、学校防災体制の整備を図るとともに、防災教育の推進に努めてまいりました。

また、平成21年4月に施行された学校保健安全法では、各学校に防災計画の作成を義務づけており、すべての学校で作成しているところですが、東日本大震災では、直後の揺れに加え、長周期地震動による長時間にわたる揺れ、津波、液状化災害が発生するなど、これまでの防災計画では対応できない様々な課題が生じました。

さらに、震災後に実施した学校の防災教育調査結果から、多くの学校では、「児童生徒の保護者への引き渡し」、「通信手段の遮断による保護者との連絡方法」、「帰宅困難児童生徒への対応」等の課題も明らかになりました。

これらのことを踏まえ、今回の経験と教訓を活かし、今後30年以内に70%もの高い確率での発生が予測される首都圏直下型地震やいつ起こってもおかしくないと言われる東海沖地震などに備え、具体的な動きが確認できるようなマニュアルの整備の必要性を強く感じたところです。

そのため、学校における防災マニュアル作成委員会を組織し、千葉県地域防災計画や震災時における実働計画をもとに、各市町村教育委員会からの意見等も取り入れながら、マニュアルを見直し、発行することとしました。

各学校においては、地震の多い国に生きる者として、想像もつかない大災害もいつかは起こりうる、また、あらゆるケースに備えた完璧な防護策はありえない、との前提に立ち、被害を最小限にとどめる事前の備えと、発生時の迅速で的確な対応ができる防災体制を再構築するために、本マニュアルを活用していただくとともに、地域の特性や学校の実態などを踏まえ、地域に根差した防災教育の一層の充実を図るようお願いします。

平成24年3月

千葉県教育委員会教育長 鬼澤 佳弘

目 次

はじめに

本マニュアルの特徴	1～ 4
1 学校における平素の準備	5
学校における防災計画の策定について	6～12
2 地震発生時の対応	13
(1) 在校中の対応	
ア 緊急地震速報を活用した対応	14
イ 授業中に発生した場合の対応	15
ウ 保護者への引き渡し対応	16・17
エ 帰宅困難となった場合の対応	18
オ 教室以外の場所で発生した場合の対応	19・20
(2) 学校外の対応	
ア 下校途中の対応	21
イ 校外での活動時の対応	22
ウ 在宅中の対応	23
(3) 特別な支援を必要とする児童生徒への対応	
ア 聴覚障害	24
イ 視覚障害	25
ウ 知的障害・発達障害	25
エ 病弱・肢体不自由	25
オ その他の配慮事項	26
カ 備蓄品例	27
(4) 児童生徒の心のケアについて	28・29
(5) 避難所協力	30～33
(6) 関係機関との連絡体制について	34
(7) 関係機関の連絡先	35・36
3 学校再開に向けた対応	37
(1) 教育活動再開に向けて	38
(2) 滅失・毀損した教科書・授業料減免・給食再開	39・40
4 大規模災害への対応	41
(1) 東海地震に備えて	42・43
(2) 千葉県地震被害想定について	43
5 防災教育に役立つ資料・ホームページ	44～46
6 参考・引用文献	47

マニュアルの特徴

防災教育の取組重点6項目を踏まえた内容としました。

県教育委員会は、東日本大震災を受け、全ての学校を対象に防災教育調査を実施し、「今後の防災教育取組の重点」として以下の「防災教育の取組重点6項目」を各学校に周知しました。

本マニュアルは重点6項目を踏まえ、地震発生時における児童生徒の安全を確保するために教職員が果たすべき役割・整えておくべき体制を検討するために作成しました。

各学校においては、本マニュアルを参考に、防災計画を再度点検し作成をお願いします。

防災教育の取組重点6項目

- 【重点①】 揺れ発生時の安全確保に向けた取組
- 【重点②】 二次避難（揺れが収まってからの避難）時の安全確保に向けた取組
- 【重点③】 保護者との連絡体制確立に向けた取組
- 【重点④】 児童生徒の保護者への安全な引き渡しに向けた取組
- 【重点⑤】 児童生徒が帰宅困難となった場合に向けた取組
- 【重点⑥】 避難所に対応した取組・地域と連携した取組

1 緊急地震速報を活用した避難対応

【重点①】

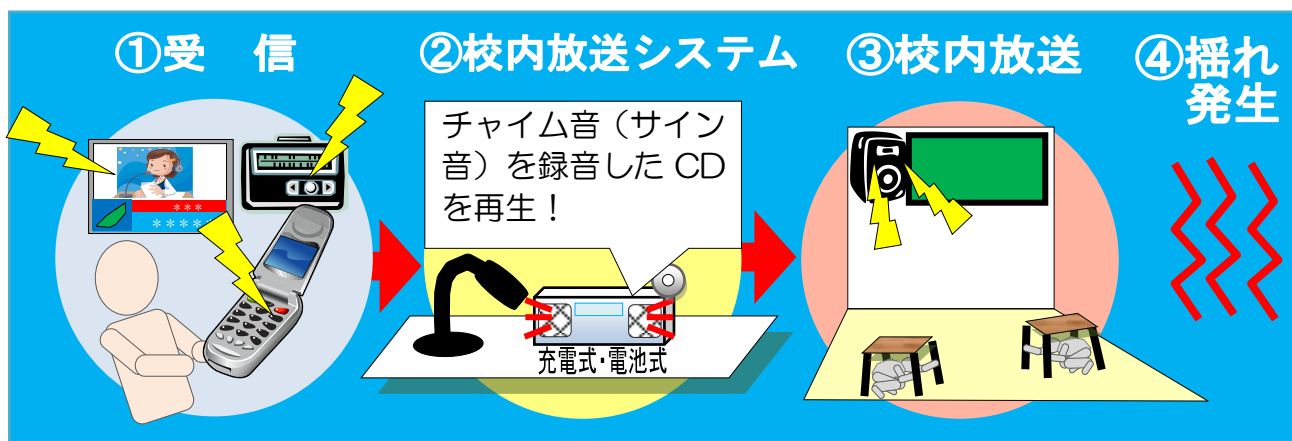
東日本大震災では、5分間という長時間にわたる横方向の揺れが続きました。また、阪神淡路大震災のような直下型地震では、縦の大きな揺れが発生します。

様々な揺れから身を守るために重要となるのは、迅速で的確な教職員の指示及び児童生徒の避難行動です。こうした指示及び行動の定着が図れるよう、「緊急地震速報」を活用（TV、ラジオ、携帯電話による受信）した対応例を明記しました。（P14）

【対応例の概要】

- 専用の受信端末ではなく、現在学校に備えてある機器を活用した内容としました。
- 「チャイム音」のみを放送し、学校全体に「これから大きな揺れが来る」ことを伝えます。
- 機器操作の関係から、「揺れ到着後に放送」となった場合でも、「さらに大きな揺れが来る」ことを伝えます。

具体的な流れ図



携帯電話等で受信 → 事務室等内校内放送 → 校内放送
 マイク近くに、CDをセット 「落ちてこない」「倒れてこ
 した再生機器を常設。受信し ない」「移動してこない」場
 たら、アナウンスなしで再生 所での一次避難行動

※チャイム音について

- ・NHKのチャイム音は著作権により保護されており、試聴のみの利用です。
- ・特定非営利活動法人リアルタイム地震情報利用協議会（略称：REIC）では、無償で「緊急地震速報サイン音」を提供しています。

URL <http://www.real-time.jp/signwave/reicsign.html>

※「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」について

東京大学地震研究所 2011年東北地方太平洋沖地震による首都圏の地震活動の変化について

URL https://outreach.eri.u-tokyo.ac.jp/TOPICS_OLD/outreach/eqvolc/201103_tohoku/shutoseis/

2 児童生徒が校外にいた場合の対応

【重点①・②】

「校外での活動時」「下校途中」「在宅中」における、教職員の対応及び児童生徒への指示を明記しました。（P21～P23）

3 特別な支援を必要とする児童生徒への対応

【重点①】

障害別に教職員の対応及び児童生徒への指導の重点を明記しました。(P24～P27)

4 津波・液状化被害への対応

【重点②】

地震の揺れ以外にも、津波や液状化はもとより、火災、建物の倒壊等が発生し、学校内にとどまるのか、または安全な二次避難場所へ移動するのに対応しなければなりません。本マニュアルでは、災害対応で重要となる以下の点について明記しました。(P7～P10)

ア 正確な情報を常時手に入れること

〈情報端末の活用〉

停電に備え、充電式または電池式の機器が有効です。

情報収集に有効な端末として、防災ラジオ、TV受信機（携帯電話、車載等）パソコン等インターネット閲覧可能機器などが考えられます。

イ 学校内災害対策本部を早期に設置すること

〈揺れ収束後に設置〉

地震発生直後に設置した、「校長・副校長・教頭・事務長他」による本部が、「地震関連情報及び校内の状況等」得られた情報をもとに、迅速的確に判断します。

ウ 情報をもとに迅速的確な判断をすること

〈災害対策本部による判断〉

右表のような点について考慮し、高所避難・校内避難引き渡しの有無、帰宅困難となる可能性のある児童生徒の有無等を判断します。

A 震度5強以上

B 津波警報等

C 液状化

D 校舎倒壊

E 校内火災

F 交通網遮断状況

5 保護者との連絡体制・引き渡しについて

【重点③・④】

災害時には、通信の途絶により家庭との連絡が取れない場合が発生します。特別支援学校を例に、対応例を明記しました。(P16・17)

6 児童生徒が帰宅困難となった場合について

【重点⑤】

保護者が引き取りに来られない、交通網が遮断されている等の理由から、児童・生徒が帰宅困難となった場合の対応及び備蓄対応について明記しました。(P18)

7 学校が避難所となった場合について

【重点⑥】

震災時には、避難所に指定されている学校はもちろん、指定されていない学校にも一時的に避難民が来ることがあります。それぞれの対応例を具体的に明記しました。(P30～P33)

【参考 平成23年度防災教育調査】

県教育委員会では、東日本大震災を受け、第1回防災教育調査では平成23年7月までの県内全公立学校（千葉市を除く）の防災体制の見直し状況を調査しました。

また、2回目の調査は第1回調査結果で各学校に示した「取組の重点6項目」に対する取組などについて平成23年12月現在の各学校の防災教育の取組状況を把握することを目的に実施しました。

調査の詳細は、以下のホームページをご覧ください。

千葉県教育庁教育振興部学校安全保健課安全室 災害安全のページ

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/anzen/saigai-anzen/index.html>

1 学校における平素の準備

防災計画とは、地震、風水害等の災害に備え、各学校が災害の特質に応じた安全指導及び安全管理について、災害を未然に防止する対策とともに万一災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるための適切な措置を講じるための計画です。

なお、学校保健安全法第27条には、「学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。」と規定されており、学校における防災計画は、これに位置付けられます。

(1) 防災計画の内容（例）

ア 事前準備

- (ア) 防災組織に関すること
 - ・ 防災組織体制（教職員の役割分担を明確にする）
 - ・ 職員の参集計画（勤務時間外及び休日等の発災等を想定した内容）
- (イ) 防災教育（災害安全）に関すること
 - ・ 防災（安全）教育年間指導計画
 - ・ 避難訓練指導計画
- (ウ) 緊急連絡体制に関すること
 - ・ 職員への連絡
 - ・ 保護者への連絡（引き渡しのルール）
 - ・ 関係機関への通報・連絡
 - ・ 連絡手段の複数化
- (エ) 児童生徒が帰宅困難となった場合に関すること
 - ・ 食糧、水等の備蓄（避難所指定校場合、防災備蓄倉庫の活用を協議）
 - ・ 待機及び宿泊場所

イ 訓練実践

- (ア) 施設・設備等の安全点検に関すること
 - ・ 点検の実施方法
 - ・ 点検場所及び責任者一覧
 - ・ 防災設備等の点検（消火器、消火栓、救助袋、非常ベル、防火シャッター等）
 - ・ 避難経路の点検
- (イ) 避難誘導に関すること
 - ・ 避難経路及び避難場所（津波・液状化等揺れ後の災害を考慮する）
 - ・ 避難経路表示
 - ・ 安否の確認及び報告

ウ 発生時の対応

- (ア) 発災後の園児・児童生徒（以下「児童生徒」）への対応に関すること
 - ・ 保護者への引き渡し
 - ・ 一時保護の在り方（帰宅困難児童生徒への対応）
- (イ) 学校が避難所となった場合の対応に関すること
 - ・ 施設開放の手順
 - ・ 教職員の支援体制
- (ウ) 学校再開に向けた取組に関すること
 - ・ 学校の教育活動再開に向けて
 - ・ 心のケアについて

(2) 防災体制の確立

ア 教職員の心構え

災害時においては、児童生徒の安全確保を最優先させ、安全のための防護、安全のための避難誘導に総力をあげなければなりません。このため、平素から全教職員が防災計画について十分な共通理解を図るとともに、分担表を職員室等に掲示するなどをおして、各自の任務分担に応じて迅速に対処できるようにしておくことが大切です。

また、突発的な災害発生に際して、いつでも対応できる体制を整えるとともに、職員の出張や休暇など不在時にも対応できるよう複数で分担することも必要です。

イ 防災組織の例〈学校等災害対策本部（例）〉

名 称	担 当	主 な 対 応
学校内災害対策本部	校長 副校長 教頭 事務長等	<ul style="list-style-type: none"> ●校長が本部長 不在の場合は、副校長・教頭が代行 ●各係を統括し、的確迅速な指導、指示、命令 ●地震情報、インフラ及び交通状況収集 ●状況に応じた児童生徒の安全確保の方針を決定
通 報 連 絡 係	事務室職員	<ul style="list-style-type: none"> ●消防署・市町村対策本部、警察への通報 ●引き渡し時の保護者への連絡
避 難 誘 導 係	担任教員 学年主任 等	<ul style="list-style-type: none"> ●児童生徒を避難場所へ安全に誘導・掌握 ●安否確認後本部へ報告 ●検索・救護と連携して対応する
検 索 救 助 係	生徒指導部	<ul style="list-style-type: none"> ●校内残留生徒の検索・救助 ●現場における負傷者の応急処置 ●誘導・救護と連携して対応する
救 護 係	保健厚生部	<ul style="list-style-type: none"> ●養護教諭を中心に組織 ●負傷者応急処置 ●医療機関と連携して対応する
消 火 係	管理部	<ul style="list-style-type: none"> ●火災発生時の初期消火
応 急 復 旧 係	保健部	<ul style="list-style-type: none"> ●校舎等の被害状況の把握 ●危険箇所の処理 ●立ち入り制限区域表示
搬 出 係	事務部	<ul style="list-style-type: none"> ●「非常持出品」の搬出及び管理
帰宅困難児童生徒 対 応 係	進路指導部	<ul style="list-style-type: none"> ●児童生徒滞在場所設営 ●食糧・毛布等備蓄品準備
避 難 所 支 援 係	図書部	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所開設に向け措置を講じる

※ 学校が避難所になることも想定し、開放禁止区域（校長室、職員室、事務室、保健室等の管理運営上必要な場所で解放しない区域）を決め、教職員で共通理解をしておくことが必要です。(P 30～P 33)

ウ 学校内災害対策本部設置とその対応について

東日本大震災では、地震発生後、避難場所への移動判断や避難者対応に時間を要したため、津波への対応が遅くなり、児童生徒に危険が生じた例がありました。児童生徒の安全確保を第一に考え、早期に学校内災害対策本部を設置し、収集した情報を基に、迅速で的確な判断をする必要があります。

【対応例】

震度5強以上の揺れ	「震度5強以上」の地震では、小学生や障害等により特別な支援を要する児童生徒については、原則として保護者へ直接引き渡す。
津波警報等	津波または大津波警報が出ている場合、高所への避難決定をする。 帰宅経路等の安全が確保できない場合は、原則として学校に留め置く。
液状化被害の発生	二次避難場所等が液状化している場合、校舎内の安全な場所で待機する。 建物に危険がある場合、近隣の安全な指定避難場所等へ避難する。
校舎倒壊・火災	校舎外の二次避難場所へ移動する。
交通網遮断状況	児童生徒の下校及び保護者への引き渡しに困難となり、児童生徒を学校に留め置く場合が発生する。 駅周辺等から一般の帰宅困難者が来校する可能性がある。

エ 災害対策各係による対応について

災害対策本部の二次対応の判断を受け、各担当が本部及び他の係と連携をとりながら、今後想定される状況を踏まえた対応をする必要があります。

オ 情報収集に有効な物品について

停電時を想定し、乾電池または、充電して使える機器が有効です。

- ・防災無線受信機
 - ・ラジオ（地域によっては防災ラジオ）
 - ・テレビが受信可能な機器
（携帯電話、パソコン、車載テレビ（カーナビゲーション等）
 - ・インターネットが閲覧可能な機器（携帯電話、パソコン等）
 - ・衛星携帯電話、パーソナル無線、トランシーバー等通信機器がある場合、活用可能であれば有効な機器となります。
- いずれの機器も、担当者を明確にし、迅速に収集し本部へ報告することが重要です。

(3) 津波災害に備えた防災計画について

震災時の状況を踏まえ、以下の内容等を取り入れ作成してください。

ア 避難場所及び避難経路について

- ・津波被害を想定し、避難できる高所を予め決定します。
検討にあたっては、津波到達時間を想定し全校児童生徒が移動できるかを考慮します。
- ・校舎外の高所に移動する場合、道路横断、信号の有無等経路の状況を踏まえた、避難経路とします。
- ・学校付近に適切な場所がない場合には、学校の設置者とその対策について協議し、対応策を決定する必要があります。

イ 避難の判断について

- ・津波情報に基づいた判断基準を決定しておきます。
- ・大きな揺れにも関わらず、通信網等の途絶等により、万一津波情報が得られなかった場合であっても、「体感による揺れの大きさ」等から、津波避難の判断をする場合も想定しておきます。

ウ 津波避難訓練を含めた防災教育の実施

- ・津波災害から身を守るための「的確な判断」「迅速な避難」について、児童生徒に対し十分指導しておことは、学校外での主体的な避難行動につながります。防災授業や避難訓練に積極的に取り入れてください。

(参考) 東日本大震災における津波災害の教訓

a 千葉県津波被害の状況例

(a) 警報等

【平成23年3月11日】

- ・午後2時46分 地震発生 三陸沖深さ約25km、マグニチュード9.0
- ・同2時49分 九十九里・外房地域に津波警報発令
- ・同3時14分 同地域に大津波警報発令
- ・同4時08分 内房地域に大津波警報発令

【平成23年3月13日】

- ・午後5時58分 県内の津波警報・注意報が全て解除

(b) 津波観測値（気象庁：潮位変化）

- ・銚子 2.5m
- ・館山 1.7m
- ・千葉 0.9m
- ・陸域での痕跡高の最大波は、旭市飯岡で7.6m（推定）

(c) 旭市における津波到達時間

- ・第一波 午後3時50分ごろ（発生から約1時間後）
- ・第二波 午後5時20分ごろ（発生から約2時間30分後）

b 今後千葉県に影響を及ぼす可能性の高い地震について

千葉県では平成19年に、近い将来（今後100年程度）、千葉県に影響を及ぼす可能性の高い「東京湾北部地震」「千葉県東方沖地震」「三浦半島断層群による地震」について調査を実施しました。地震によっては「津波被害」が想定されており、「警報が間に合わないケース（発生から短時間での到達）」があることも指摘されています。詳細は「ちば地震被害想定ホームページ」に掲載されています。

URL <http://keihatsu.bousai.pref.chiba.lg.jp/higaisoutei/index.html>

c 東日本大震災における釜石市の教訓

東日本大震災発生時、釜石市立釜石東中学校の村上副校長は、地震発生直後、「津波が来る」と「直感で感じ」、すぐに避難指示を出し、学校内の生徒及び職員全員が避難行動を開始しました。津波や周囲の状況から、当初予定していた避難場所からさらに高所へと避難し、津波から難を逃れました。また、釜石市の学校では、「避難三原則」を指導してきたことにより、児童生徒の主体的な避難から多くの命が守られました。

「避難三原則」：群馬大学片田教授が釜石市の防災教育で伝えてきたこと

- ・想定にとらわれるな ハザードマップ以上の災害が起こる可能性があると思え
- ・最善を尽くせ 「ここまで来ればもう大丈夫だろう」ではなく、そのときできる最善の対応行動をとれ
- ・率先避難者たれ いざというときには、まず自分が率先して避難すること

(4) 液状化被害に備えた防災計画について

震災時の状況を踏まえ、以下の内容等を取り入れ作成してください。

ア 避難場所及び避難経路について

- ・液状化被害を想定し避難する場所を決定します。
- ・校舎内に避難する場合は、建物破損、火災発生等の被害が発生する場合があることも想定して検討する必要があります。

イ 避難の判断について

- ・目視によりグラウンド等の液状化発生状況を把握し、必要に応じ避難移動の指示を出します。

ウ 液状化避難訓練を含めた防災教育の実施

- ・津波災害と同様に、液状化被害発生時及びそれに伴う被害等についての指導は、被害を最小限にとどめるために大変重要です。

(参考) 東日本大震災における液状化被害の教訓

液状化被害は、東京湾の埋め立て地や利根川沿いの低地等を中心に発生し、多くの住宅等が傾いたほか、上下水道のライフラインや農地、農業用施設が大きな被害を受けました。また、浦安市では、約7,900世帯が被害を受け、ライフラインの復旧にはかなりの時間がかかりました。また、学校においては以下のような状況が発生しました。

a 県立浦安南高等学校の状況（在校生徒は5名のみ）

- ・地震発生時、グラウンドが波打ち、液状化が発生しました。
- ・敷地内アスファルトが液状化し、駐車してあった自動車が断裂に落ちる危険が発生しました。
- ・学校周辺のいたるところで、液状化が発生しました。
- ・校舎は、体育館と校舎をつなぐジョイント部分が崩落。玄関先の敷地がひどく沈下しました。
- ・液状化被害発生に伴い、ライフラインの途絶、交通網が機能しない状態となりました。

b 香取市立新島中学校の状況（1・2年生部活動中）

- ①揺れが収まった後グラウンドへ避難。
- ②午後2時55分ごろ、グラウンドのいたるところから水が噴き出したため、体育館へ移動。
- ③校舎エキスパンション部分が断裂し、校舎が傾く。
- ④電気や水道・ガス等ライフラインが途絶。

(5) 地域と連携した防災体制づくりについて

県教育委員会では、災害に強い学校づくり・まちづくりに資することを目的に、地域と連携した防災教育の推進に取り組んでいます。

平成23年9月、東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議（文部科学省主催）の「中間とりまとめ」においても、以下のように示されています。（抜粋）

⑤ 地域・家庭と連携した防災訓練等の推進

(1) 地域・家庭と連携した実効性のある防災訓練等の実施

- 学校における避難訓練は、実施する時間や児童生徒等のいる場所、活動状況等を組み合わせ、様々な条件下での訓練を保護者等との連携を図りながら実施することが重要である。
- 特に障害のある児童生徒等については、障害の種類及び程度に応じて、保護者等との連携を図りながら指導していくことが重要である。
- 児童生徒等は地域住民の一員という側面もある。学校管理下外で災害に遭った場合を想定し、保護者等との連携を図りながら、地域における避難場所等について理解させるとともに、発達の段階に応じた避難所等における役割等についても指導し、体験的に学ぶ機会を設けることが必要である。
- そのため、学校として地域での防災訓練等に積極的に参加することや、学校を拠点とした防災教育プログラムを、地域住民と協働して実施することが重要である。今回の地震・津波の際にも、学校施設は地域住民の避難所として大いに活用されており、例えば、学校の体育館や校庭におけるテントでの宿泊等、非常時の生活を体験する機会を設けることも必要である。
- 学校施設が、地域住民の避難所となる場合、教職員が不在となる時間帯が多いことから、地域住民自身や防災担当部局による開設・運営が図られるよう、備蓄倉庫の鍵の保管場所等の事前の確認等も考えられる。
※なお、平成7年に発生した阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）以降に発生した、負傷者50名以上の地震21回のうち、教職員が学校にいる時間帯（学期中の平日の日中）に発生した地震は3回である。このように教職員が不在の時の事例は圧倒的に多い。（気象庁の地震データより）
- これらの地域と連携した活動を行い、体制をつくり出していくためには、防災だけでなく、他のイベントと組み合わせるなどの工夫が有効であるが、児童生徒等の発達の段階によっては、本来の趣旨が理解されない場合があることにも注意が必要である。

ア 県教育委員会が実施している地域と連携した防災事業について

学校が地域と連携した防災体制づくりについて以下のように取り組んできました。これらを参考に、各学校の実情に応じた組織作りと実践に取り入れてください。

- ① 組織づくり…担当者連絡会議
 - ・学校、教育委員会、首長防災部局、自治会、自主防災組織、消防、警察等
- ② 定例会議の実施
 - ・学校の防災体制を共有
 - ・学校及び地域と連携した防災訓練実施計画立案
- ③ 地域と連携した防災訓練の実施
 - ・避難訓練、避難所体験等学校及び地域の実態に応じて実施
- ④ 防災授業の実施

イ 県教育委員会実施防災事業名

○実践的防災教育総合支援事業（平成24年度～26年度）

○命の大切さを考える防災教育公開事業（平成27年度～）

詳細は、以下のホームページに掲載してあります。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/anzen/saigai-anzen/index.html>

(6) 災害非常持出について

発災時には、児童生徒等及び全職員の安全確保を第一義に考えながら、必要な書類等の搬出に努めることが大切です。以下は二次対応時の非常持出例です。学校の状況に応じ、搬出品目を検討し、平素から搬出者・搬出先等について定め、共通理解を図っておくとともに、搬出方法の訓練をする必要があります。

(持出品例)

ア 書類関係

- ・ 重要書類は耐火書庫に保管。
- ・ 持出書類

1	出席簿	・ 児童生徒の安否確認 ・ 欠席数を把握するため、必ず毎日記入する
2	引き渡しカード及び一覧	・ 引き渡し
3	児童生徒個票	・ 家庭との連絡
4	連絡網	
5	健康診断に関する記録簿	・ 避難後、児童生徒の健康管理等対応
6	職員連絡網	・ 職員との連絡
7	関係機関名簿	・ 市町村、消防、警察、地域関係機関との連絡

イ 物品関係・・・搬出しやすいようケース等を用意しておく。

1	防災無線電話	9	近隣の地図
2	情報収集機器（可能な範囲で） ・ 携帯ラジオ（防災ラジオ） ・ テレビ放送受信機器 ・ インターネット閲覧機器 ・ トランシーバ	10	救急医療セット
		11	AED
		12	マスク
3	ハンドマイク	13	ポケットティッシュ
4	予備電池（ラジオ、電灯用）	14	ゴミ袋
5	懐中電灯	15	タオル
6	テレホンカード	16	ボール、ジャッキ
7	笛	17	ライター
8	現金（小銭）	18	軍手

※その他、必要に応じて用意する。

2 地震発生時の対応

フロー図の見方について

- : 教職員の対応
- : 児童生徒の行動



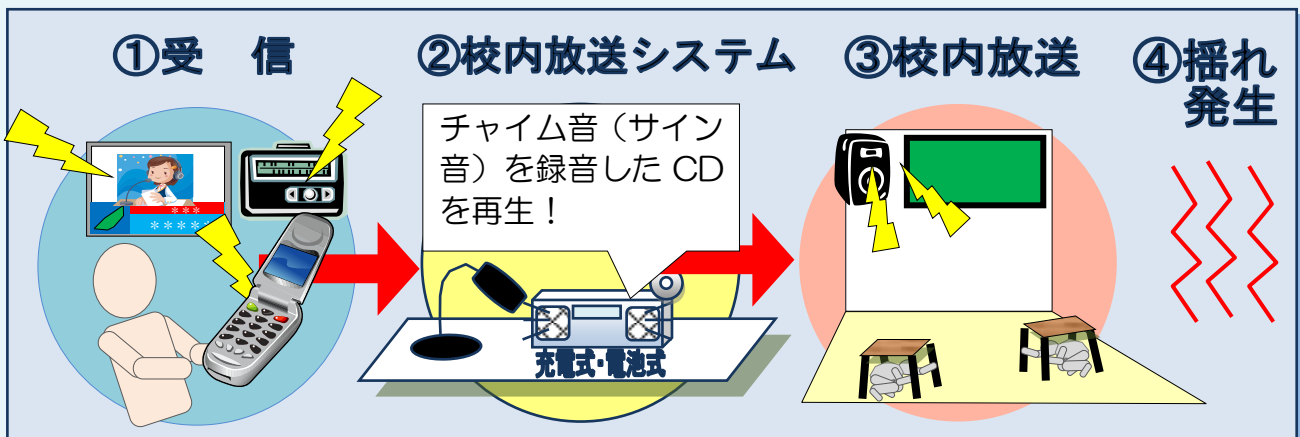
【受信後に校内放送を行うための簡易システムについて】

Q 1 装置がなくてもできますか？

A できます。校内放送システム脇に、チャイム音を録音したCDを常設し、簡易システムをつくります。簡易システムとその活用例は図のとおりです。

Q 2 導入のメリットは何ですか？

A 「揺れに備えた行動を、余裕をもって行うこと」の定着により、震災時に教職員及び児童生徒の迅速で的確な対応の可能性が高まります。



イ 授業中に発生した場合の対応

教 職 員 の 対 応

児童生徒への指示

緊急地震速報を取り入れた対応

揺れ発生

初期対応

- 一次避難行動指示
- 情報端末の電源を入れる
- 避難経路確保
- 火災等二次災害防止

○放送①
「強い揺れが発生しています。安全が確認できるまで身を守れる場所で待ちましょう。」

- 頭部保護の指示
- 物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所に移動する指示

- 縦の強い揺れ
- 長時間の揺れへの注意

揺れがおさまる

二次対応判断

学校内災害対策本部設置

- 地震関連情報収集
 - ・校内及び周辺の状況（倒壊・火災・液状化等）
 - ・地震の規模、震度
 - ・津波情報
 - ・交通網情報
 - ・ライフライン情報

判断のポイント

A	震度5強以上
B	津波警報等
C	液状化
D	校舎倒壊
E	校内火災
F	交通網遮断

○A~F等の状況から、適切な二次対応の判断を、迅速・的確に行う！

自 助
共 助

避難場所決定と指示

○放送②
「揺れが収まりました。△△の危険があるので、「おはしも」の約束を守り、落ち着いて△△△へ避難しましょう」
※停電時は直接伝える

- 落ち着いて放送を聞かせ冷静に二次対応を指示

○津波対応

- ①情報をもとに迅速に高所へ避難させる
- ②情報がない場合でも、強い揺れを感じたら、高所への避難指示（P9）

避難・安否確認

二次対応

災害対策各係による対応

- 避難場所へ誘導
- 児童生徒の安否確認
- 不明者の検索・搬送
- 校外活動中の学級等の安否確認

学校内災害対策本部

保護者へ連絡

引き渡し
(P16・17)

学校に留め置く
(P18)

- 自力下校させる場合、交通機関及び道路状況等を確認後下校
・余震及び停電等の状況に注意するよう指示する

避難後の対応

- 火災の消火
- 関係機関へ連絡
警察、消防、保健所
- 避難所支援

- 引き渡し状況に時間差が生じた場合、児童生徒の精神的なケアに努める

災害時には、児童生徒の安全確保のため、通常の下校ではなく、保護者へ直接引き渡す場合があります。各学校においては、停電・交通網の遮断等を想定し、事前に保護者と共通理解した上で引き渡しを実施してください。

以下は県立特別支援学校における引き渡し対応例です。学校種の状況に応じ、確実な引き渡しに向けた対応をお願いいたします。

(1) 県立特別支援学校における引き渡し判断基準例

○ 県立学校における対応 【震災時における実働計画より】

災害時の下校については、児童生徒等の安全を最優先させた上で判断することとし、事前に保護者と方法等を確認しておくこと。

- ・「震度5強以上」の地震で、小学生や障害等により特別な配慮を必要とする児童生徒については、原則として保護者へ直接引き渡す。
- ・「津波または大津波警報が出ている」など、帰宅経路等の安全が確保できない場合は、原則として学校に留め置く。

(2) 対応の流れ (例)

教 職 員 の 対 応



(3) 校内における引き渡しの留意点について

引き渡しをする際重要となるのが、「誰に」引き渡して「どこへ」向かったかを把握することです。また、保護者以外が引受人となる場合は、カードへ記入するなど事前に確認することが大切です。

以下は小学校で引き渡しの際に用いる「引き渡しカード」、及び引き渡しカードをもとに作成する「引き渡し一覧」の例です。引き渡し一覧は、引き渡し状況を学校全体で確認するためのものであり、職員室または事務室に掲示し引き渡し終了後記入します。

ア 引き渡しカード例（小学校）

児童引き渡しカード（例）						〇〇〇立〇〇〇〇学校	
児童名	年 組	児童（生徒）氏名			血液型		
兄弟姉妹							
現住所				地区名	地区		
				避難所			
(引受人) 保護者	氏 名		児童等の職係	連絡先 (電話番号)	自宅		
	※保護者以外に可能な人を記入してください。				緊急連絡先	所在	
					電話		
	引受人氏名	続柄	引き渡し日時	連絡先変更（ありの場合連絡先）		確認教職員	
1				あり・なし			
2				あり・なし			

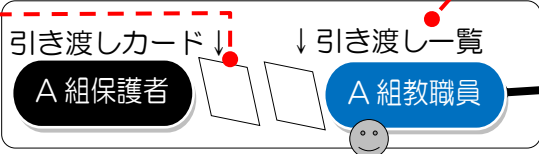
- ・本カードは2部以上作成し、保護者は自宅に保管または外出先に携帯し引き渡し時に提示する。
- ・兄弟姉妹がいる場合は、低学年から引き取る。
- ・カード忘れ、地震により損失、引受人の変更等の場合について、事前に保護者と確認する。

イ 引き渡し一覧

児童引き渡し一覧（小学校例）							〇年〇組
番号	児童氏名	出欠	引き渡し確認	引き渡し時間	引き受け者	引き渡し確認者	
1							
2							

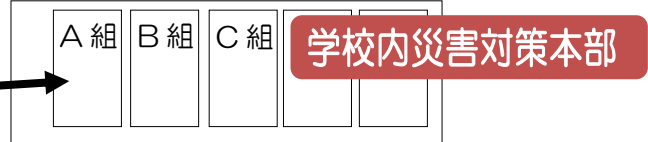
ウ 引き渡し概要

①引き受け者を確認後引き渡す

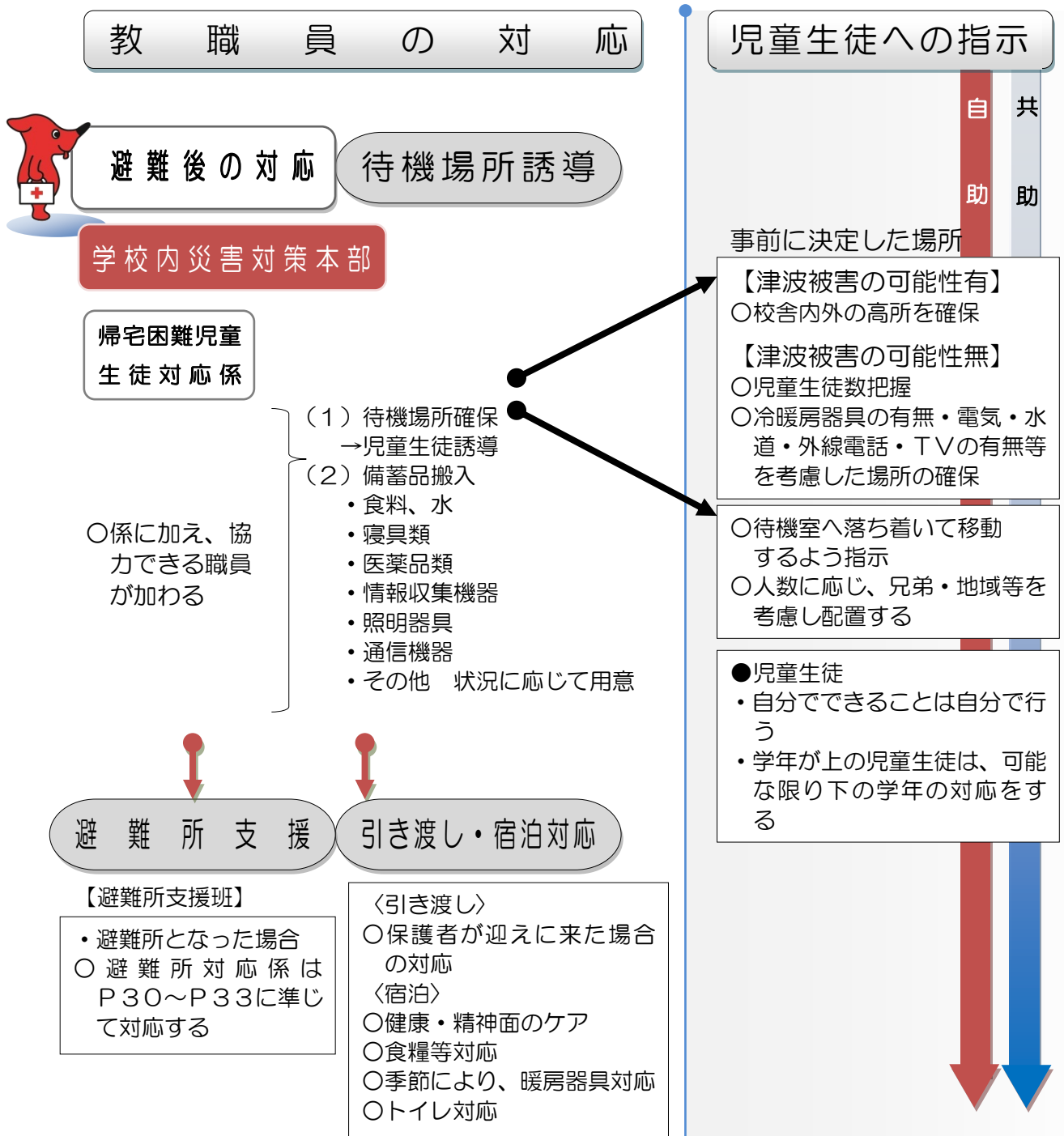


掲示用に拡大

②引き渡し終了後引き渡し一覧に記入する



P15及びP16「学校に留め置く」の続きは以下のとおりとなります。



●以降、全児童生徒を引き渡すまで組織的に対応する

【生徒用食糧等の備蓄の考え方】

各学校において、市町村や保護者との連携を図るとともに、地域や学校の実情に応じて備蓄をすることが必要です。

〈備蓄例〉

- ・市町村防災部局と連携し、防災備蓄倉庫の備蓄品が使えるよう協議した。
- ・保護者と協議し、個人用備蓄品を購入した。

オ 教室以外の場所で発生した場合の対応

ア 特別教室での活動中

普通教室に比べ危険物の多い特別教室では、地震の際には安全な場所を机の下と限定せず、適切に避難場所の指示を与えます。特別教室における留意点は以下のとおりです。

理 科 室	実験器具（棚内の器具）による負傷、実験中の薬品・発火による火傷
家 庭 科 室	棚内の器具による負傷、調理中・アイロン中等による火傷
美 術 室 図 工 室	棚内の器具による負傷、彫刻刀刃物による負傷
音 楽 室	棚内の器具による負傷、ピアノ、木琴等楽器の移動による負傷
図 書 室	書棚の本の落下による負傷
技 術 室	動力機械やのみ、のこぎり等による負傷
保 健 室	薬品戸棚等の物品による負傷、ベッド使用中の転落による負傷

その他、農業・工業・商業・水産等の実習室における薬品及び器物の倒壊・落下による負傷に十分注意する必要があります。

イ 休み時間中

いる場所に応じ、物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所で身を守ります。事前に、学校内及び通学路、家庭にいることを想定し、どのような場所に避難するか決めておくことが大切です。

ウ 体育館での活動中

天井及び壁面（ガラスを含む）からの落下物を避け、頭部を保護し身をかがめます。

- ・ 全校集会等、多数の児童生徒等がいる場合、落ち着かせ、頭部保護をして身をかがめます。
- ・ 出口を確保します。
- ・ 照明器具、天井板等の状況を確認し、落下の可能性がある場合、落ち着いて移動させます。

エ 給食指導中

火傷に注意し、身を守ります。

- ・ 熱い食材が入った食缶に注意します。
- ・ 食缶を運ぶワゴンの移動にも注意が必要です。

オ 校庭での活動中

建物から離れ、中央部で身をかがめます。

- ・ 壁面の落下、サッカーゴールの倒壊、その他遊具から離れ、中央部で身をかがめます。
- ・ 液状化現象が発生した場合、速やかにその場から離れます。

カ 部活動中

いる場所に応じ、物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所で身を守ります。

キ 屋上での活動中

中央部に集まり、頭部を保護し身をかがめます。

- 手すりなどの破損が予測されます。転落の危険の少ない中央部に身を低くします。
- 揺れ終息後、階下に移動する際、階段の破損等に注意が必要です。

(7) 事前指導の実施

- 児童生徒が「自ら判断し行動できる」ための防災教育の実施。
 - ・通学路の危険箇所、避難場所及び避難所の確認。
 - ・揺れに対する安全確保後の避難について確認。

(4) 防災教育の実施

- 【授業】
- 現地に出向いての確認。
 - 現地に出向けない場合は、防災マップ及びDIG（ディグ）（P46参照）等を授業に取り入れることが効果的です。

- 【避難訓練】
- 歩通学の学校においては、下校途中に地震が発生した場合を想定した避難訓練を取り入れることも有効です。

教職員の対応

揺れ発生

初期対応

- 情報端末の電源を入れる
- 避難経路確保
- 火災等二次災害防止

揺れがおさまる

安否確認

学校内災害対策本部設置

○地震関連情報収集	○児童生徒安否確認
・校内及び周辺の状況（倒壊・火災・液状化等）	・校内巡視
・地震の規模、震度	・通学路巡視
・津波情報	・自宅確認
・交通網情報	・スクールバス
・ライフライン情報	・地域の関係機関への確認 ◆自治会、子どもルーム、消防団、消防署、警察等

情報集約

二次対応

学校内災害対策本部

校内にいる児童生徒

下校した児童生徒

保護者へ連絡

引き続き安否確認

引き渡し

学校に留め置く

(P16・17)

(P18)

児童生徒の対応

安全確保

- 児童生徒
 - ・頭部保護
 - ・物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所に移動する
 - ・建物、ブロック塀、窓ガラス、自動販売機等周辺の状況を確認し対応する

主体的な避難行動

●児童生徒

- ・近くの安全な避難場所等へ避難し、様子をみる
 - ・津波被害が想定される地域では、高台等できるだけ高所へ避難し、警報等が解除されるまで場所を動かない
 - ・土砂崩れが想定される場所では、平地へ避難する
- 【安否連絡】
- ①公衆電話
 - ②自分または近くの人（いた場合）の携帯電話で家・学校に連絡する
→災害用伝言サービスの活用

津波ありの場合

- 高台で待機
- 防災無線等で状況を把握し、津波警報等解除を待って自宅等へ移動する

津波なしの場合

- 状況をみて以下の場所へ移動
- 学校
 - 自宅
 - 家庭での待ち合わせ場所

自助 共助

「共助」助けられる人から助ける人へ！

- 揺れや津波に対し、率先して避難すること→周囲への警告となる
- 大きな子は小さな子を励ましなが、時には手をつなぎながら避難する
- 場合によっては、しばらくの間避難した場所で過ごす

イ 校外での活動時の対応

(7) 事前調査の実施

- コース中の危険個所の把握
- 避難所・避難場所の確認
 - ・高台等高所の確認
- 緊急時の情報収集方法
- 病院・警察・消防署等施設の確認

(イ) 携行品の確認

- 携帯ラジオ
- 懐中電灯
- ハンドマイク

(ウ) 避難訓練の実施

- 施設の非常口・避難経路を児童生徒に周知
- 状況に応じ、避難訓練及びワンポイント避難訓練を実施
- 災害時の集合場所（本部）を確認
 - ・津波発生の場合本部ではなく近くの高所へ避難するよう指導します

※いずれも、これまでの内容に加え、災害発生を想定した対応を講じることが大切です。

引率教職員の対応

揺れ発生

初期対応

- 一次避難行動指示
- 交通機関を利用時は、乗務員の指示に従うよう指示
- 見学施設利用時は、係員の指示に従うよう指示
- 情報端末の電源を入れる

揺れがおさまる

二次対応

現地本部設営

【地震関連情報収集】

【児童生徒安否確認】

警察
消防

避難誘導

- 避難の判断をする
→高台等高所への避難
- 安否確認を継続実施

避難後の対応

学校へ連絡

- ① 所在位置について
- ② 児童生徒の安否について
- ③ 引率職員の安否について
- ④ 備蓄品状況
- ⑤ 今後の対応確認

児童生徒への指示

- 頭部保護の指示
- 物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所に移動する指示

- 縦の強い揺れ、横の長時間にわたる揺れなど、様々な揺れに応じて身を守る指示

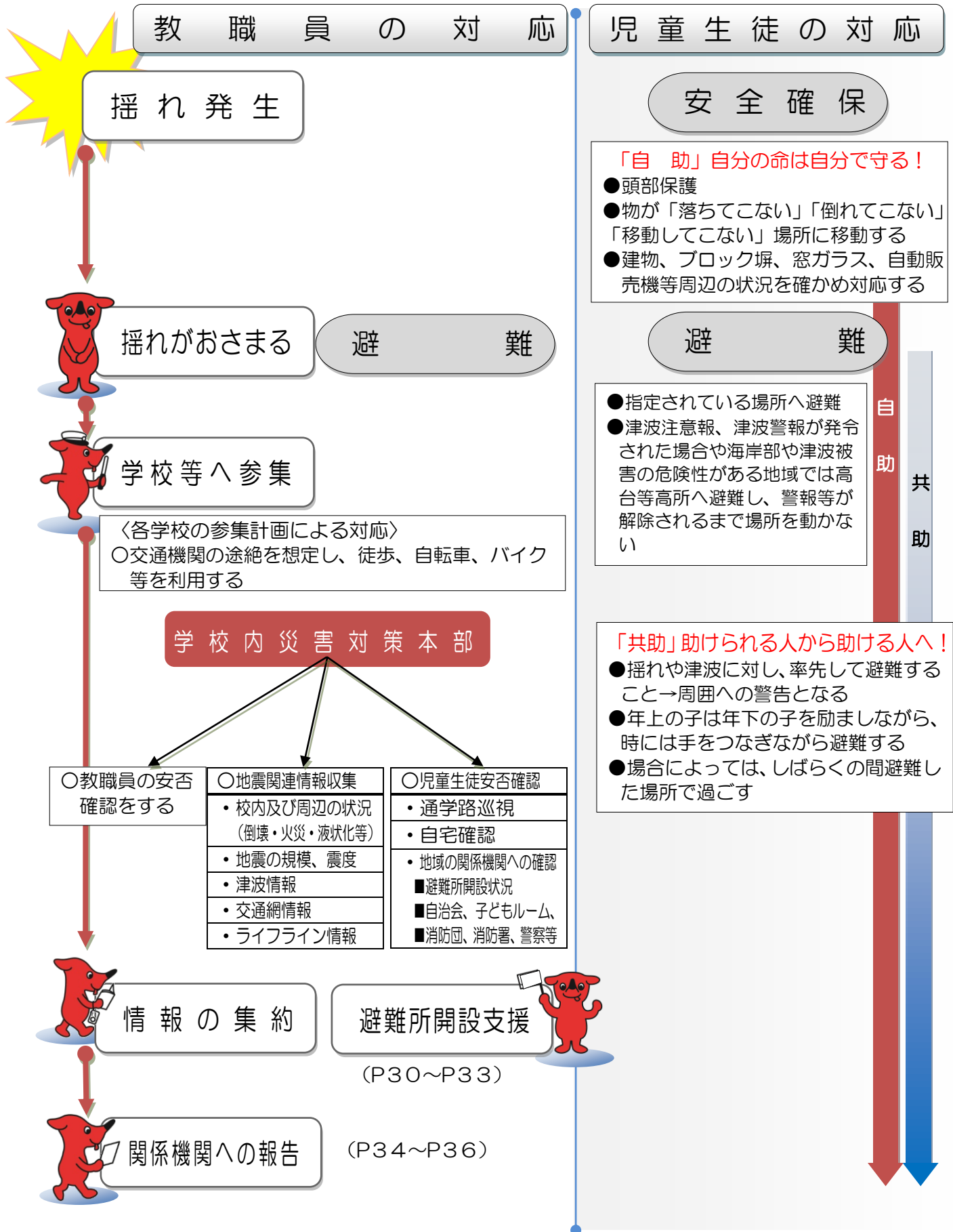
自助
共助

互いに助け合う行動！

- 児童生徒
 - ・班行動時は、経路の安全を確かめながら本部へ集合
 - ・班に負傷者がいる場合、協力して対応する
 - ・津波情報があった場合、本部ではなく急いで高所へ避難する
→安全が確認できるまでその場にとどまる

ウ 在宅中の対応

突発的な大地震が、休日等児童生徒の在宅時に発生した場合、学校の被災状況をはじめ、児童生徒等の安否確認、避難所設営準備等のため、学校職員は学校へ参集する必要があります。



教 職 員 の 対 応


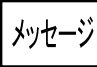
児童生徒への対応

揺れ発生

初期対応

- 一次避難行動指示
- 情報端末の電源を入れる
- 避難経路確保
- 火災等二次災害防止

聴覚障害の場合への対応

-  災害発生を知らせる赤色灯のスイッチを入れる
-  教室内メッセージボードに「地震発生、避難行動」を表示させる

ア 聴覚障害

- 児童生徒のそばに寄り添い、赤色灯及びメッセージボードの表示に気付かせ、避難行動をとらせる

揺れがおさまる

二次対応判断

学校内災害対策本部設置

- 地震関連情報収集
 - ・校内及び周辺の状況（倒壊・火災・液状化等）
 - ・地震の規模、震度
 - ・津波情報
 - ・交通網情報
 - ・ライフライン情報

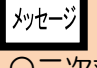
判断のポイント

A	震度5強以上
B	津波警報等
C	液状化
D	校舎倒壊
E	校内火災
F	交通網遮断

○A~Fの状況から、適切な二次対応の判断を、迅速的確に行う！

避難場所決定と指示

聴覚障害の場合への対応

-  二次対応をメッセージボードに示し、避難の指示をする

- メッセージボードに注目させる

避難・安否確認

二次対応

災害対策各係による対応

- ・避難場所へ誘導
- ・児童生徒の安否確認
- ・不明者の検索・搬送

避難後の対応

- 火災の消火
- 関係機関へ連絡
警察、消防、保健所
- 避難所支援

学校内災害対策本部

変更等がある場合は、保護者に連絡する

保護者へ連絡

引き渡し
(P16・17)

学校に留め置く
(P18)

- 引き取り状況に時間差が生じた場合、児童生徒の精神的なケアに努める

自 助

共 助

児童生徒への対応

イ 視覚障害

- 大声での指示
- 頭部保護の指示
- 具体的に動きの指示をする
 - ・「上に**があるから横に動きなさい」
 - ・「後ろに**があるから前に出なさい」
 - ・「**が動いてくるから横に動きなさい」

- 周囲の状況を具体的に説明し続け、児童生徒に落ち着いた避難行動を呼びかける

自 共
助 助

- 落ち着いて放送を聞かせる

- 誘導ロープや手つなぎなどの方法により、集団から離れないよう対応する

- 誘導路の状況等、具体的に声をかけたり、鈴を鳴らしたりし続ける

ウ 知的障害・発達障害

- 頭部保護の指示
- パニックを起こさないように、声をかけて安心させる
- 児童生徒に寄り添い、飛び出し等の衝動的な行動に対応する

- 「絵カード」「写真カード」により、実態に応じた避難行動を指示する

自 共
助 助

- 避難をすること、避難場所を「写真・絵カード」等で説明し、安心させながら避難・誘導をする

エ 病弱・肢体不自由

- 児童生徒を教職員が抱きかかえたり、布団や毛布等を頭部や上半身にかけたりして安全確保を図る

- 車椅子や歩行器が可能な場合
→声をかけながら避難誘導
- 自力での移動が困難な場合
→教員が抱きかかえる
背負って移動する

留意点

- 担当教員の分担を決め、人工呼吸器・バッテリー等生命維持に関わる機材を必ず搬出する

- 引き渡し状況に時間差が生じた場合、児童生徒の精神的なケアに努める

以下に示す困難例についても、学校の防災計画立案時には考慮する必要があります。

	予想される困難例
聴覚障害	<ul style="list-style-type: none"> ①放送等音声による注意や情報取得 ②周囲とのコミュニケーションの成立 ③避難時や避難後の生活における他者との関わり
視覚障害	<ul style="list-style-type: none"> ①安全な位置への迅速な移動 ②避難所等における主体的な行動 ③緊急に貼り出される注意や連絡等の掲示物情報の把握
知的障害	<ul style="list-style-type: none"> ①危険な状況を理解し、危険回避のための行動 ②避難後の臨機応変な対処による指示や連絡の理解
発達障害	<ul style="list-style-type: none"> ①非日常的状況下で、精神的に不安定になり、自傷行為やパニックを起こす ②トイレの使用や食事ができなくなる ③体調不良や怪我の痛みを自分から訴えたり説明したりできない
病弱	<ul style="list-style-type: none"> ①設備の損壊や停電による医療支援 ②薬、医薬用具の確保
肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> ①車椅子や歩行器での移動 ②避難後の生活での運動・動作、身辺処理
重度の重複障害	<ul style="list-style-type: none"> ①避難時の移動 ②停電となった場合に、人工呼吸器、痰の吸引など、電源を必要とする医療支援 ③摂食可能な食材、必要な薬、必要な医療用具の確保

カ 備蓄品例

(ア) 聴覚障害のある児童生徒に役立つもの

	備蓄品	用途等
1	補聴器用電池 (各種)	避難・待機している間に補聴器の電池が切れてしまった児童生徒に使用する

(イ) 視覚障害のある児童生徒に役立つもの

	備蓄品	用途等
1	ロープ (ひも)	①避難時の誘導の際に児童生徒に握らせる ②避難路に張りめぐらし、即席の経路のガイド用ロープとする ③避難・待機している場所の、様々な位置を誘導する道具として
2	鈴(音の出るもの)	避難する時、誘導者(教員)が鳴らしながら(身につけて)誘導するため
3	ラジカセ/電池 カセットテープ、CD等	避難場所で待機している間、必要な情報を随時録音し、無人でも必要な情報を繰り返しアナウンスする

(ウ) 自閉症などの発達障害のある児童生徒に役立つもの

	備蓄品	用途等
1	間仕切りになるもの	避難・待避場所で視覚情報を減じ、気持ちの安定を図れるようにするため
2	絵・写真カード	状況や見通しをもたせるため (予め予想される場面・状況に関する事柄を図示できるようなカードを作成しておく)
3	ラジカセ・CD	自閉症の児童生徒は音楽が聞こえると情緒が安定しやすい

(エ) 肢体不自由のある児童生徒に役立つもの

	備蓄品	用途等
1	おぶいひも	職員が児童生徒をおぶって避難するため
2	ざぶとん/ロープ	児童生徒の体位保持用として

(オ) 医療援助や医療的ケアを必要とする重度・重複障害のある児童生徒に役立つもの

	備蓄品	用途等
1	間仕切り	医療的ケアを実施するときのプライベート確保
2	導尿用カテーテル	二分脊椎症者用
3	消毒綿	医療的ケアを必要とする者
4	予備バッテリー	吸引器、人工呼吸器使用者
5	湯たんぽ	体温調整用(保温)
6	うちわ	体温調整用(冷却)
7	ゼリー状 液状の栄養食	一般の備蓄食が食べられない場合、咀嚼・嚥下に困難のある者のため(例:流動タイプの栄養食品、ゼリータイプの栄養剤)